

第二百一十一号議案

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条第三項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。